

福祉銀行事業（社会福祉充実計画）貸付制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する越前市自立相談支援センター「くらしごとさぼーと」（以下「くらすぼ」という。）での相談者で生活に困窮し生計の維持が困難と認められる世帯に対し、地域の公益的取組として、当該世帯の自立を支援することを目的に一時的に資金を貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会福祉法人越前市社会福祉協議会は、前条の目的を達成するため、越前市社会福祉協議会福祉銀行（以下「福祉銀行」という。）を設置する。

（貸付対象者）

第3条 貸付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が属する世帯を除く。

- (1) 疾病若しくは災害等又は社会の著しい変化等により、生計の維持が困難となった世帯で、一時的に福祉銀行の資金を活用することにより自立が見込めること。
- (2) 過去に福祉銀行の資金の貸付を受けたことがある場合で、当該貸付を完済している世帯であること。
- (3) 生活保護法、生活福祉資金貸付制度、障害者年金等の公的制度の適用を受けない世帯、又は当該公的制度の適用を受ける世帯であって受給が開始されるまでの間現金を得る目途が立っていない世帯であること。

（貸付限度額及び償還期間）

第4条 資金の貸付額は、50,000円を上限額とする。

2 償還期間は、貸付を受けた月の翌月から1年以内とする。

（貸付の方法及び貸付利率）

第5条 貸付金は、原則として一括貸付とする。

2 貸付金の償還は、1,000円を単位とする。

3 貸付金は、無利子とする。

（貸付申請）

第6条 資金の貸付を申請する者（以下「申請者」という。）は、当該申請者の住所の属する地域の民生委員、福祉推進員又は社会福祉協働委員の意見等が記載された越前市社会福祉協議会福祉銀行貸付申請書（様式第1号）を越前市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（貸付金の交付決定）

第7条 会長は、前条の貸付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは速やかに貸付金の交付を決定し、貸付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、速やかに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 前条の決定を受けた申請者は、貸付金の交付を受ける際に、借用証書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第9条 貸付を受けた申請者(以下「借受者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 住所等の変更があった場合
- (2) 世帯の状況に変更があった場合

(貸付金の返還)

第10条 本会は、前条に定める届出により必要があると認めた場合又は次の各号の一に該当する場合は、借受者から未償還額の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 貸付金を他に流用した場合
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に貸付金の償還を怠った場合

(貸付金の償還猶予)

第11条 会長は、借受者が災害その他やむを得ぬ事由により、定められた償還期限までに貸付金を償還することが困難であると認められる場合は、24箇月を限度に償還を猶予することができる。

(貸付金の償還免除)

第12条 会長は、借受者が死亡した場合その他特別の事由があり貸付金を償還することが困難であると認める場合は、当該未償還額の全部又は一部の償還を免除することができる。

2 前項の規定により、未償還額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。この場合において、借受者は、奉仕活動への参加を申し出ることができる。

3 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ない事由があると認める場合は、職権により免除することができる。

(貸付記録簿の保管)

第13条 この要綱に基づき貸付を受けた者及び世帯構成員に関する情報は、貸付記録簿に記載し、貸付金償還終了後5年間保存する。

(庶務)

第14条 福祉銀行の庶務は、地域福祉部において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。